

第44回

岐阜県国土利用計画審議会

議事録

日時：平成 23 年 2 月 21 日(月)10:00 ~ 11:00

場所：議会西棟 第 2 会議室

【事務局】

おはようございます。ただ今から、第44回岐阜県国土利用計画審議会を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。開会にあたりまして、山本都市建築部長からご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

皆さんおはようございます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また日頃より、県の都市建築行政に格別のご指導、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

この岐阜県国土利用計画審議会は、県土利用の将来像を示す国土利用計画や、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの各個別規制法と連携して、県内の土地利用の基本的方向付けを行う土地利用基本計画をご審議していただくものでございます。

10月にご審議いただきました各務原市の地域における6箇所の計画図の変更につきましては、国の法定協議を経て12月に公表させていただき、同月中に実際に都市計画の変更が行われております。ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は審議をお願いする案件が2つございます。一つは土地利用基本計画の計画書の改定でございます。これは、この計画の基本となる国土利用計画の改定を踏まえ、計画書の見直しを行うものでございます。前回の審議会では、素案についてのご意見をお伺いしましたが、今回、ご意見を踏まえて修正したものを変更案として諮問し、審議をお願いするものでございます。

もう一つは、土地利用基本計画の計画図の変更でございます。これは、県下62箇所の土地利用の変更についてご審議をお願いするもので、農業地域の拡大1件、森林地域の縮小61件でございます。

本日のご審議よろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の審議会には、15名中13名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、議事進行につきましては、会長にお願いします。

大野会長よろしくお願いします。

【大野会長】

それでは、私が議事の進行を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

まずはじめに、運営規程において、審議会の議事録について会長及び会長が指名した委員2名が署名することになっております。会長が指名する委員としまして、河内委員、水野委員お願いいたします。

続きまして、知事から諮問がなされております(1)土地利用基本計画書(第四次)の変更案についての審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(土地利用基本計画書の変更案について説明)

以上で土地利用基本計画書の変更案についての説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いいたします。

【大野会長】

ありがとうございました。

前回10月29日に、計画書の素案について皆様のご意見をいただき、このように一部修正していただきました。これにつきましてご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

【渡辺委員】

修正後の記載で、「貴重な動植物種を守るため」と書いてあるんですね。動植物の中での動物は具体的に何が該当しているのか。シカとかイノシシとかクマとか、有害鳥獣の対策が県下でも非常に問題となっている。クマについては、種類というより頭数の保護というものを県で一定の基準を定めているわけだが。そうした状況とこの計画がマッチしていないのではないのか。県として、逆のことを言っているのではないのか。あまり細かいことは言わないけれども、一律に「動植物種」と書かずに、適正な文言にならないか。

【大野会長】

文章の中に、「貴重な」という記載がありますけれども、具体的な種類や、貴重であっても被害を与える動物もあるということで、その辺りの県の考え方はいかがですか。

【都市政策課長】

都市政策課長でございます。委員からご発言のありました「貴重な動植物種」の記載でございますが、この表現は、いわゆる自然公園地域、自然保全地域の説明において、一般的にこのような表現が使われるということから、「貴重な動植物種」というように計画では記載させていただいているところでございます。一方で委員がおっしゃるように、有害鳥獣にどのように対応していくのか、県としても鳥獣被害対策本部を作る等して、今対策を進めているところでございまして、こちらにつきましては今後どのように対応するのか、県としても十分検討していかなければならない、と思っているところでございます。一方、土地利用基本計画については、おおまかな全体の姿を指し示す、ということでございますし、一般的にこの「貴重な動植物種」という言い方を自然公園地域、自然保全地域に使っているということもございますので、可能であればこの表現でお認めいただければ、と思っているところでございます。

【大野会長】

よろしいですか。他にございませんか。

【大野会長】

よろしいようでしたら、これで(1)の土地利用基本計画書の変更案件につきましては審議を終了したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なしの発言)

それでは2番目の議題、土地利用基本計画計画図の変更案について審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(計画図の変更案について説明)

説明は以上でございますので、ご審議についてよろしくお願ひいたします。

【大野会長】

どうもありがとうございました。

全部で62箇所、非常にたくさんの案件ですが、一つは先ほどの恵那市のクリの振興のため都市地域、森林地域のところに農業地域を拡大していくものが1件、それから61件のものが森林としての利用、保全を図っていく必要がないもの、ということで、森林地域を縮小する案件でございます。その中で、測量の手法が高度になってきたために誤差を修正するものがあるということ、それから農用地、工業用地等の利用が進んだことによるものと合計61件の案件ですが、意見ございますでしょうか。

【河内委員】

郡上の40番と52番で、測量誤差が結構大きな数字となっています。他の縮小案件が1haとかいう数値であるのに対し、22haは結構大きな数字と思いますが、これで森林地域は確定したということでしょうか。そんなに大きく変更していったということでしょうか。

【都市政策課長】

都市政策課長でございます。

こちらについては、森林面積を精査したことによる、という理由になっているとおりであります。例えば、場所は40番はスキー場のあるところとなっております。昔は、山の部分を測量するのは、なかなか難しいことがございましたが、今はGISとか航空写真とか、精度の高い手法で測量が可能になったということもございます。

そういった意味で、きちんと必要な開発許可等とった上での開発になっておりますけれども、実際の図面の修正をすると、結果的にこれだけの誤差が出てしまったところがございます。

【大野会長】

ありがとうございました。

【篠田委員】

森林が他の用途に使われているケースが今回非常に多いのですけれども、おそらくきちんと法律にのっとって森林が資材置場になったり、宅地になったりすると思うのですが、その辺というのは、どのような形で歯止めがかけられているか、法律上の手続がなされているのか教えていただきたい。と言いますのも、昨今問題となっている森林買い取り等、きちんと県として監視の下で、政策にのっとって森林というものが使われる形となっているのか、お聴きしたい。

【大野会長】

無秩序な開発が行われるということはよろしくないことですので、事務局からご説明をよろしくお願いします。

【都市政策課長】

都市政策課長でございます。

ご質問のありました森林の実際の規制でございますが、今回ご審議いただいている土地利用基本計画で、いわゆる森林地域となっている部分については、個別法の森林法により基本的には土地の利用の規制というものがかけられて森林を守るという体系になってございます。具体的に申しますと、1ha以上の森林開発を行う場合には、林地開発の許可制度というものがとられておまして、許可を取らないと開発ができないという形になっております。1haに満たない場合であっても森林を伐採する場合には、届出という形で規制がかかっているという形になっております。あと森林部局の方で、そういった許可制よりも少し規制を強めようとする、保安林という形で地域指定をかけていく等の規制を行い、森林という資源を守っていくというところでございます。委員からお話のありました、森林資源をどのように守っていくかというのは、全国的にもいろいろ議論が出てきているところでございまして、本県でも林政部を中心としながら、森林をどのように守っていくかは、本部局も入ったりしながら、関係部局間で、意見交換・情報共有を始めている状況でございます。いずれにしましても、この土地利用基本計画は、一番上位の計画でございますが、それにのっとって各個別法に基づき必要な森林というものを守っていく、という体系になっているということでございます。

【大野会長】

それではこの案62件につきまして、これでよろしいでしょうか。ご意見ありませんでしょうか。

(異議なしの発言)

(1)の議案、計画書の変更案についてはよろしいでしょうか。

(異議なしの発言)

(2)の議案、計画図の変更案についてはよろしいでしょうか。

(異議なしの発言)

本日の議事はこれですべて終わりました。ご協力ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返ししますのでよろしく願いいたします。

【都市政策課長】

本日はお忙しいところ、ご審議いただき、また貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、計画書の変更案につきましても、計画図の変更案につきましても、ご承認をいただきまして誠にありがとうございます。

本年度予定しておりました土地利用計画審議会につきましては、これで終了でございます。

今後とも土地利用の行政につきまして何かとご助言、ご指導を賜りますよう、どうぞよろしく願いしたいと思います。誠にありがとうございました。